

電気通信市場検証会議（第31回） 議事録

- 1 日時：令和4年10月11日（火）15:00～16:15
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員（五十音順）
浅川構成員、池田構成員、大橋座長、高口構成員、
田平構成員、中尾構成員、西村構成員、林座長代理、森構成員
 - ・ 総務省
竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、
飯村事業政策課長、片桐料金サービス課長、
寺本料金サービス課企画官、望月料金サービス課課長補佐、
植松事業政策課市場評価企画官、土井事業政策課課長補佐

4 議事

【大橋座長】 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ御参集いただきましてありがとうございます。ただいまから、電気通信市場検証会議の第31回会合を開催いたします。

本日は佐藤構成員が御欠席と伺っています。

本日の議事はウェブ会議形式にての開催ということで、音声のみの形ですけれども公開にて開催いたします。

まず、議事に入ります前に、竹村総合通信基盤局長から一言御挨拶をいただければと思います。それでは局長、よろしく願いいたします。

【竹村総合通信基盤局長】 総合通信基盤局長の竹村でございます。本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

また、皆様には平素より情報通信行政への御理解、御協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

令和3年度の市場検証につきましては、皆様の御協力を賜りまして、今年8月31日に、「電気通信事業分野における市場検証年次レポート」を公表いたしました。改めて、大橋先生はじめ構成員の皆様に御礼を申し上げます。

本日の会合より、令和4年度の市場検証が開始となりますが、5GやIoTの普及による電気通信市場の構造変化や新たなビジネスモデルの登場など、電気通信市場の変化は非常に激しく、市場検証の重要性は年々増しております。

令和4年度におきましては、市場動向を的確に把握するための新たな取組の一つとして、

法人向けサービスのユーザー企業等に対するアンケートの実施を予定してございます。構成員の皆様には、ぜひ闊達な御議論をお願いできればと思います。

今年度も、本検証会議の先生方の御協力を得つつ、市場検証を実施していきたいと考えておりますので、引き続き御指導のほど、何とぞよろしくようお願い申し上げます。

【大橋座長】 竹村局長、ありがとうございました。

続きまして、本年6月末に開催した前回会合の後、総務省幹部の人事異動があったと伺っておりますので、事務局より御紹介をお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。部長、各課長及び企画官から順番に一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。

それでは木村電気通信事業部長、お願いいたします。

【木村電気通信事業部長】 御紹介いただきました電気通信事業部長、木村でございます。6月末に事業部長のほうに着任いたしました。令和3年度の取りまとめは事業政策課長の立場でいろいろ先生方にお世話になりましたけれども、令和4年度もぜひともよろしくようお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 続きまして飯村事業政策課長、お願いいたします。

【飯村事業政策課長】 6月末から事業政策課長に着任しております飯村でございます。よろしくようお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 続きまして片桐料金サービス課長、お願いいたします。

【片桐料金サービス課長】 同じく6月末より料金サービス課長に着任しました片桐でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 最後に植松市場評価企画官、お願いいたします。

【植松事業政策課市場評価企画官】 私も同じく6月に事業政策課の企画官に着任いたしました植松です。よろしくようお願いいたします。

【大橋座長】 以上ですね。ありがとうございました。

それでは、配付資料の確認を事務局よりお願いできればと思います。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。本日、配付資料としては計5点ございまして、資料31-1「令和4年度市場検証について」。資料31-2「競争ルールの検証に関する報告書2022概要」。参考資料1として、本年8月31日に公表しました「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和4年度）」。参考2としまして「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」。参考3として、本年9月22日に公表いたしました

た「競争ルールの検証に関する報告書2022」をそれぞれ参考資料としております。

【大橋座長】 すみません、今、音声切れていましたかね。失礼いたしました。

すみません、それでは議事を進めたいと思います。本日は議事を2ついただいておりますので、まず最初の議事、令和4年度市場検証についてということで、資料の31-1に基づいて、御説明のほうをまずお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。令和4年度検証の一環として実施いたします利用者アンケートや事業者アンケート等の内容につきまして、資料31-1に基づきまして簡単に御説明させていただければと思います。

1ページ目を御覧ください。こちらは本日の目次となっております。

本日御説明する内容の中には、定点的に観測する指標として昨年度を踏襲している内容と、令和4年度年次計画等を踏まえまして新たに追加した内容がございます。

時間の都合上、昨年度を踏襲した内容につきましては簡単に御説明しつつ、新たに追加した内容の説明を厚く御説明させていただきたいと思います。

目次の中では5つあるうち、2及び5につきましては一部が新しい内容、3につきましては全く新しい取組となっております。

2ページ目を御覧ください。こちらは今年度の市場検証の想定スケジュール案を記載しております。

例年どおり、本日のキックオフ後、来年4月に中間報告を行い、6月に令和5年度年次計画案及び令和4年度年次レポート案を議題とさせていただき予定としております。

昨年度に引き続き、利用者へのアンケートや事業者等へのアンケートを行う予定としておりまして、こちらにつきましては年内に準備を行い、今年度内にかけて実施する予定としております。アンケートの詳細につきましては、この後御説明いたします。

3ページ目を御覧ください。昨年度も実施しております利用者アンケート及び事業者アンケートの概要について御説明いたします。

利用者アンケートにつきましては、昨年度と同様でございますけれども、移動系通信・固定系通信の利用者6,000人を対象に実施する予定でございます。質問項目の骨子案につきましては、後ほど簡単に御説明いたします。

また、事業者アンケートにつきましては、昨年度の対象者をベースとしつつ、まず電気通信事業分野における市場動向の分析として、電気通信市場全体、法人向けサービス、そのうちローカル5G、研究開発競争の状況について、主要な事業者を確認することとしておりま

す。また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関しては、規制対象事業者3社以外のアンケート対象者にアンケートを行う予定でございます。

続きまして4ページ目、5ページ目でございますけれども、移動系通信の利用者アンケートの質問項目の骨子案を記載しております。

令和4年度年次計画の中では、「移動系通信を巡る市場環境の変化の影響」は重点的検証の対象として位置づけられておりますが、基本的に昨年度検証のアンケート項目を踏襲しておりまして、質問事項は4ページ、5ページに記載のとおりでございます。

今年度追加を考えておりますのは、新型コロナウイルスだけではなく、円安、生活費の値上げの影響を確認する点でございます。

6ページ目をお開きください。固定系通信の利用者アンケートの質問項目の骨子案となっております。こちらにつきましても昨年度の項目を踏襲しておりまして、質問項目の骨子案は記載のとおりでございます。移動系通信と同様に、円安、生活費の値上げの影響を新たに確認する予定でございます。

続けて7ページ目でございます。7ページ目以降は事業者アンケートの質問項目の骨子案でございます。

まず、電気通信事業分野における市場動向の分析につきましては、電気通信市場全体について、各市場における競争状況の最近の変化、公正な競争を確保する上での課題を確認する予定で、こちらは昨年と同様でございます。

法人向けサービスにつきましては、昨年から質問の内容を変えておりまして、法人向けサービスの概要、ソリューション市場等の隣接市場からネットワーク市場への公正競争上の懸念について確認する予定としております。

また、令和4年度年次計画において、「ローカル5G事業における実態の把握」を重点的検証の対象としており、ローカル5G関係の設問も設けております。

②、③、④につきましては昨年度から踏襲した質問であり、今年度から追加した質問はローカル5Gの主な活用事例でございます。

最後に研究開発競争の状況については、昨年度は平場でのヒアリングを通じて確認しておりましたが、今年度は、昨年度のヒアリング内容からのアップデートを中心に、事業者アンケートの中で確認しようと考えております。確認事項は記載のとおりでございます。

続きまして8ページ目、9ページ目でございますが、こちらは電気通信事業者の業務の適正性確認の関係でございます。

昨年度から踏襲している質問がほとんどでございますので、新たに追加した質問のみ御紹介させていただきますと、8ページ目の固定系通信に係る確認事項につきましては⑧番でございます。法人営業に関するNTT東西及びNTTドコモの間の共同提案活動に関し、禁止行為規制の観点から不当に優先的な取扱い等の問題が疑われる具体的な事例について確認する予定でございます。

9ページ目の移動系通信に係る確認事項につきましては、昨年行ったものから追加したものは⑦番でございます。法人営業に関するNTT東西及びNTTドコモの間での共同提案活動や、NTTドコモ及びNTTコムの間での連携に関し、禁止行為規制の観点から不当に優先的な取扱いなどの問題が疑われる具体的な事例について確認する予定でございます。

その他の部分は昨年度と同様の設問となっておりますので、説明は省略させていただきます。

10ページ目は、今年度から新たに行います法人向けサービスのユーザー企業等へのアンケートの概要でございます。

法人向けサービスにつきましては、昨年度の市場検証において、試行的な市場確定を行っております。今年度はそうした市場確定に基づき、そうしたサービスをユーザーとして利用する民間企業及び地方公共団体から、アンケートの対象予定を抽出することを想定しております。

また、業種としては各業態を対象とすることを想定としており、サンプル数としては、民間企業、自治体合わせて計1,000社程度を想定しております。

こちらのアンケートにつきましては民間事業者に委託しており、事務局との協議を行いながら進めていく予定でございますので、最終的には委託事業者との相談の上、決定してまいりたいと思います。

質問事項の骨子案として5点、お示しさせていただいております。

1点目としては法人向けサービスの利用状況、2点目としてネットワークサービスの用途、3点目として法人向けサービスの調達状況、4点目として調達先事業者の選定のポイント、5点目として法人向けサービスの導入や切替えに当たっての課題について、アンケートの中で聞いていきたいと考えております。

11ページ目を御覧ください。こちらは客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱いの有無の検証でございます。

令和4年度年次計画において、こちらは重点的検証の対象と位置づけておりますが、内容につきましては昨年度と同様でございます。局舎スペースの利用に関する検証、NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証、NTT東西の接続機能要望等に関する検証、NTT東西におけるネットワーク調達取引に関する検証、グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証を実施予定としております。

12ページを御覧ください。こちらは令和4年度年次計画に基づく非公開ヒアリングについてでございます。

1点目として、市場支配的な電気通信事業者に対する非公開ヒアリングについてでございます。非公開ヒアリング自体は昨年度も行っておりますが、今年度はヒアリングで聞く内容を新たな内容とすることを考えておりまして、具体的には、NTTドコモグループ再編に伴う新たな組織体制下における、NTTドコモとNTTグループ内MVNOの間での電気通信役務の提供、NTTドコモに移管されたネットワークについてのNTT東西による調達において、禁止行為規制を遵守するための取組状況などをヒアリングする予定でございます。

また2点目は、今年度から新たに行う非公開ヒアリングとなります。内容としましては、未指定事業者、つまり電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者として指定の対象になり得るものの、現時点では当該指定はなされていない電気通信事業者に対する非公開ヒアリングを予定しております。

ヒアリング項目としましては、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要、電気通信業務についてのグループ内事業者との取引の概要、電気通信業務についての取引に係るグループ内事業者の取扱いに関する考え方の概要でございます。

事務局からの説明は以上になります。

【大橋座長】 ありがとうございます。それではただいまの御説明、市場検証を今後、アンケート調査をやっていくわけですが、それも含めて御質問等ございましたら、チャット欄にてお知らせいただければ私のほうから指名をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

皆さん、いかがでしょうか。今回、今年度1回目でもあるので、様々、疑問点の御提起もいただいて結構だと思います。

中尾構成員、ありがとうございます。よろしく願いします。

【中尾構成員】 すみません、特にどなたも御発言なかったもので、少し発言しようかなと

思います。東京大学の中尾でございます。またよろしく願いいたします。

今回、新しく質問項目が挙げられている中で特筆すべきは、ローカル5Gのことが挙げられていること、また、内容も少し活用事例とかが聞かれているということがあります。ローカル5G、それから5Gに関する動向ですが、総務省さんの御尽力もあって、だんだんと展開というか進展しているところになるので、この観点を広げていってもよいのかなと思います。

定点観測でこれまでやってきたことに関しましては、例えばNTTグループのところは皆さん、構成員も関心事だと思いますので、ここは継続でということになろうかと思いますけれども、新しいサービスですよ。5G・ローカル5G、それからIoTに関しましても、結構、過去にも議論がありましたので、そのような新たなサービス観点のところは手厚く聞いていくべきではないかなと思います。

個人的にちょっと気になっているのが5Gの卸のところですよ。今後、MNOが5Gを展開していくに従って、MVNOでも5GSAのサービスが本格化すると卸も進展していくと思いますので、そのタイミング等も見ながら、こういった注視をしていく必要があるのではないかなと考えております。

コメントとしましては、新たなサービスを中心にモニタリングを拡張していく必要があるのではないかといった意見を持っております。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど事務局から、もしコメント等あればいただければと思いますので、ほかの構成員の方、いかがでしょうか。

ありがとうございます。森構成員、お願いします。

【森構成員】 私も質問ではないのですが、意見といいますか、自分の心がけをちょっと表明しておこうと思います。

やっぱり従来から申し上げていますように、利用環境の変化というのがいろいろありまして、コロナでオンラインが増えたということ、そしてまた、今後もしかしたらコロナ自体は緩和するのかもしれませんが、オンラインは多分そのまま続くであろうということと、それで利用者の皆さんが、エンターテインメントをオンラインでということは多分定着したのではないかと思いますし、利用環境の変化だけではなくて、世の中の変化ですね、例えば地上波で見れたものが見れなくなってペーパービューに移行するとか、そういうことは通信の外の世界で起こっていることですが、そういったことも取り込んで、広い意味で

の利用環境が変化して、さらにその競争環境が変化していくということになりますので、サービスの提供の際に考慮されるべき事象というのはいろいろ変わってくるだろうと思います。

ペーパービューとの抱き合わせであったりとか、ポイントであったりとか、あるいは決済を使ったセット割みたいなことですか、いろんなことが動機になってユーザーを誘引するということになりますので、それはアンケートでしっかり聞いていただけるようになっていきますけれども、アンケート結果の分析についてもそういったことを注視して、いいアイデアを考えついてユーザーを誘引するということには問題がないわけですが、例えば少チャンネル化を招くようなことと云いますか、回線とコンテンツが一体になって非常に強い競争力を持つとか、単なる競争、通信における、回線における競争環境だけではなくて、回線における競争環境がコンテンツの競争環境にも影響するとか、そういったことについては引き続き注意して見ていきたいというふうに個人的には思っております。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。また構成員の皆様方の気づきとか指摘もどんどんいただくと、そうしたものも酌み取って市場検証をやっていくという形もできてくるかというふうに思います。御指摘ありがとうございます。

そのほかの構成員の方、ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。もし、事務局から、御質問というよりはコメントに近いところですけども、ございましたらいただけますでしょうか。

【土井事業政策課課長補佐】 中尾先生、森先生、コメントいただきありがとうございます。中尾先生からお話ありました5G・ローカル5Gにつきましては、今年度の令和4年度の年次計画におきましても、いずれも重点的検証の対象ということで、5Gに関しましては「移動系通信を巡る市場環境の変化の影響」、ローカル5Gにつきましては「ローカル5G事業における実態の把握」といった形で、今年度検証の対象となっておりますので、中尾先生からの御指摘も踏まえまして、今後の検証に活用させていただきたいと考えております。

森先生から指摘もありました、様々なサービスですとかそういった広い意味で利用環境を把握していただきたいといった点につきましては、今後の検証のほうに活用させていただきたいと考えております。

お話にありましたポイントサービスや決済サービスにつきましては、本日お示ししました利用者アンケートの質問項目としても入れさせていただいておりますけれども、引き続き

き、いただいた御指摘を踏まえまして、今後の市場検証に活用させていただきたいと考えております。

事務局からは以上になります。

【大橋座長】 ありがとうございます。

林構成員、もしありましたらいただけますか。

【林座長代理】 林でございます。1点コメントがございます。

ページで言いますと12ページですかね、①の市場支配的な電気通信事業者に対する非公開ヒアリングということで、NTTドコモグループの再編成に伴うヒアリングのことが書かれてあると思いますけれども、これは、昨年度の検証会議では、組織再編に係る対応については、事業者側で、総務省に対して、その内容を説明することが求められるということになっていたかと存じます。この観点から、総務省は、当該組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性があるかと認められると判断する場合には、必要に応じてその影響についてNTT側に説明を求めながら、本市場検証会議における検証を通じて、関連市場への影響を検討することが求められると思います。

そういった本検証会議における事後的な検証作業を通じて、公正競争上の問題あるいはその可能性があるかと認められるとの検討結果が出された場合には、電気通信事業法あるいはNTT法に基づく対応もあり得るということを総務省として明らかにしておくということも、あわせて必要なのではないかと思います。ですので、これから行われるヒアリングについては、今申し上げた点を踏まえて検証するということが必要ではないかと思います。

以上の点については、恐らく事務局のほうでも、そういう御認識でおられると思いますけれども、むしろここでは質問というよりはコメントになってしまい恐縮ですけれども、今後のヒアリングの趣旨と問題意識について、関係者間でしっかり共有をしておくということが必要であると思っております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。前回ヒアリングを踏まえた、ある意味御指摘というかりマインドというところだと思いますが、事務局のほうで特段ございますか。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。林先生御認識のとおり、令和3年度のレポートの中で示しました「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」につきましては、引き続き総務省としても認識した上で、今後のヒアリング等の対応をしていきたいと考えております。

以上になります。

【大橋座長】 ありがとうございます。そのほかの構成員の方は大丈夫ですかね。

ありがとうございます。利用者アンケート、ここ数年ちょっとずつ充実させていきながら進めてきているものですが、今回も5G・ローカル5Gを加えて、さらに充実させていくということで、おおむね御承諾いただけたと思っています。

また事業者アンケートについても、今回幾つか項目を付け加えておりますし、また法人向けサービスについてもアンケートするわけですが、そちらについても御了解いただけたのかなと思いますので、今後、事務局におかれては、委託事業者もいるということですが、ぜひ、しっかり調査のほうを進めていただければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

よろしければ、それでは一旦この議題はここまでとさせていただきます。続いての議題、これは「競争ルールの検証に関する報告書2022」ということで、資料の31-2に基づいて、事務局から御説明のほうをお願いできればと思います。

【望月料金サービス課課長補佐】 競争ルールの検証に関するワーキンググループ事務局でございます。議題の(2)、競争ルールの検証に関する報告書2022について、資料31-2、競争ルールの検証に関するワーキンググループ報告書2022概要に基づいて御説明、御報告させていただきます。

一枚おめくりいただきまして、右肩にページがございます。

まず、この競争ルールの検証に関するワーキンググループについて、御存じとは思いますがもう一度説明させていただきますと、本ワーキンググループは、本市場検証会議の下に設置をされておりますワーキンググループでございまして、2019年の10月に施行された改正電気通信事業法の効果や、モバイル市場に与える影響の評価・検証といったことを行うことを目的としておりまして、2019年の改正事業法施行以降、2020年、2021年と、二度の評価検証を実施して報告書を公表してまいりました。

2022年も引き続き評価・検証を実施しておりまして、9月にはこの結果を「競争ルールの検証に関する報告書2022」としてお取りまとめいただきまして、総務省から公表させていただいているというものになります。

明治大学名誉教授でいらっしゃる新美先生に主査をお務めいただきまして、本市場検証会議にも御参加されていらっしゃる大橋先生、西村暢史先生にも御議論いただきまして、先ほど申し上げた報告書、取りまとめたものになってございます。

スケジュールは下にあるとおりですが、今年の3月から検証を開始いたしまして、申し上げましたように、9月に報告書をお取りまとめいただいたということになってございます。

おめくりいただきました2ページ目は、先ほど申し上げました、この2019年の電気通信事業法改正の効果や、市場に与えた影響ということですが、具体的にどんな改正の内容だったのかということの参考資料でございます。

簡単に触れるだけにいたしますが、この左側の青い枠の中にある「改正法による措置」というところがございますのが法改正の内容でございます。一つは通信料金と端末代金の完全分離ということで、例えばですけれど、通信料金を原資とした過度な値引き・キャッシュバックの禁止、通信契約を条件とした値引きの上限を2万円にしたといった内容ですとか、左側に戻って下の②番、行き過ぎた囲い込みの是正、これは従来4年縛りの契約ですとか、違約金9,500円といったような状況であったものを、期間拘束は2年まで、違約金の上限は1,000円までといったようなルールを定めたといったものが、この2019年の事業法の改正でございます。こちらの効果ですとか市場に与えた影響というものを検証するというのが、ワーキンググループの目的となっております。

おめくりいただいて3ページ目は、先ほど申し上げましたように、これまでも、2020年、2021年と二度にわたり検証結果を取りまとめていただきまして、こうしたワーキンググループからの提言等も踏まえた、これまでの総務省も含めた主な取組というものを簡単に御紹介させていただいております。

左から、利用者の理解を助ける取組ということで、これは例えば表示や説明の方法の是正をしてまいりましたり、真ん中は多様で魅力的なサービスを生み出す取組ということで、主にはMNOのネットワークの適正な形での開放・提供ということを行ってきたり、また、一番右になりますが、乗換えを手軽にする取組ということで、事業者の乗換えを阻むような仕組みですとか商慣行といったものを是正してまいりました。

詳細な説明は省かせていただきますが、こうしたことを、これまでワーキンググループでいただいた御提言等を踏まえて、総務省で行ってきたところでございます。

4ページ目以降が実際の報告書の概要になりますが、大きく2つに分かれてございまして、4ページ目と5ページ目は2019年の事業法改正以降の電気通信市場の状況の評価・検証ということになってございまして、通信市場と端末市場と。また後ほど御説明いたしますが、6ページ目と7ページ目には、事業法改正以降、特に2022年において、市場において認められる課題について御検討いただきまして、報告書でこうしたらいいんじゃないのかと、総務

省はこうするべきであるといった御提言をいただいておりますので、こちらについて、また個別に主なものを説明させていただければというふうに思っております。

まず4ページ目にお戻りいただいて、通信市場の動向ということでございますが、これは今年の検証においては、御存じの方も多かろうと思いますが、2021年、去年の春以降、MNO、MVNOも中心に、各社が多様で低廉な料金プランの提供を開始したと思っております。引き続き利用者の選択肢というものもさらに拡大している状況にあるというふうに評価・検証していただいております。

また、日本の携帯電話料金は諸外国と比べて中位または低位の水準となったということで、左下に折れ線グラフがございまして、この赤い折れ線グラフが東京の料金の折れ線グラフ、ほかの色の折れ線グラフがニューヨーク、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、ソウルといったほかの都市の料金のグラフだと思っております。3年前ぐらいまでは、比較をすると赤い折れ線が一番上にあっただけですが、2年前、1年前と来て、大体下から3番目ぐらいになっているというのが全体の状況でございます。

また、利用者の乗換えや料金プランの変更の動きが、こうした料金の低廉化を受けて活発化をしております。新料金プランの契約数というのは4,000万を突破ということで、これは右下に新しい新料金プランへの移行の状況、契約数の推移を書いたグラフを掲載してございます。

こうした新しい低廉な料金プランに移行する方、契約数が増えているということで、料金低廉化という形で恩恵が広がっているというふうに評価していただいております。

一方、この一番下の黒丸ですが、MNOの料金も下がってきておまして、MVNOと料金は近接していて、MVNOの価格優位性は低下しているといった形で評価をいただいております。

総務省に対しては、引き続き注視をしていくようにという御提言をいただいておりますので、そのように続けていきたいというふうに考えてございます。

おめくりいただいた5ページ目は、今度は端末市場の動向でございまして、2021年度のスマートフォンの上乗せ台数は、昨年2020年度と比べて4%増加、売上高は14%増加ということで、売上高の増加率のほうが上乗せ台数の増加率より多い、高い結果でございますので、結果として上乗せ単価は1割ほど増えて6万5,810円となっております。

これは左下のグラフを御覧いただければと思いますが、黄色い縦棒が上乗せ単価そのもので、青い折れ線が対前年同月比、赤い水平線は対前年同月比がプラマイゼロになっている

線でございます。21年度は、おおむねこの青い折れ線グラフが赤い水平線の上にある形になっているということでございます。

スマートフォンの売上げ台数、今度は価格帯別に見ますと、特に中価格帯の割合が減って、高価格帯の割合が増えている。これは右下にある表を御覧いただければと思いますが、それぞれ幾らから幾ら未満という価格帯ごとに、全体の何%を占めるのかといったような構成比が、左から右に向かって時が流れた形で表になっているということございまして、申し上げたように高価格帯の割合が増えている形に、2021年度はなりました。

この背景としては、人気端末の価格帯がそれぞれ上昇しているので、高い価格帯の端末が増えているといったことですか、端末の大幅な値引き、この右下の表は、利用者が実際に購入する価格ではなくて、主にはキャリアさんが販売代理店に卸し売る価格を基にしてこの価格帯が決まってくるので、値引きの影響なども、高価格帯が増えていることに影響を与えられているのではないかというふうに評価していただいております。

一番下、5G端末の出荷台数ですが、こちらは大きく拡大。全体に占める割合も7割程度と増えている。5G端末のラインナップも充実してきており、現状では販売される端末の8割以上が5G端末になっているというような状況にあるということをお確認いただきまして、こちらを総務省に対しては、引き続き検証、注視していくべきだという御提言をいただいておりますので、そのように続けていきたいと考えております。

おめくりいただきました6ページ目、7ページ目は、個別に検討を行っていただいた課題と、それに対する回答ということで、報告書2022で、総務省もしくはその事業者も含めて御提言をいただいている内容の概要になっております。

一番上の(1)は通信料金と端末代金の分離ということございまして、先ほども申し上げた2019年の事業法改正の中身でございますが、こちら、店頭での端末値引き等の実態を総務省が調査した結果として、値引きは法令違反と判断される事案が確認されたということございまして、報告書における提言としては、値引き条件の明確化のため、端末価格表示のルールを策定、もしくは各社による代理店指導の強化・独自覆面調査の実施等、不良在庫端末の値引きの特例等における適切な運用の実施という対応が適当であるという御提言をいただいているところでございます。

次の(2)に進みまして、携帯電話端末の対応周波数でございます。MNOの販売する一部の携帯電話端末が、他のMNOの周波数に対応していないという状況がございまして、このため、他社にその端末を持ったまま乗り換えた場合に、使用可能エリアが狭まる等の可能

性がある。これが乗換えを阻害する要因になっているのではないかという御指摘を受けて御検討いただきました。

報告書における提言としては、次の点についてガイドラインを整備することが適当ということで、3点御提言をいただいています。

まずは、MNOにおいては、端末メーカーに対して、ほかの会社の周波数に対応しないことを求めるといったことなど、不当な干渉をしてはならないこと。また、端末メーカーにおいては、複数MNOの周波数に対応することが、各社の経営判断の下ではありますが、望ましいということ。あとは、MNO及び端末メーカーにおいては、他社に乗り換えた場合に端末が使用できるかどうかといったような関連情報の提供を充実させることという、3点のガイドラインを整備することが適当という御提言をいただいているところでございます。

次の(3)は「一部ゼロ円」料金プランということでございまして、MNOが一部ゼロ円の料金プランを提供するという事は、MVNOの料金プランとの差を狭めるということになりますので、接続料等と小売料金との関係において価格圧搾に当たる可能性があるのではないかという御指摘を受けて、御検討いただきました。

報告書でいただいている御提言は、一部ゼロ円の料金プランなど価格圧搾を引き起こす可能性のあるMNOの料金プランについて、必要に応じて接続料等と小売料金との関係を検証することが適当。検証の必要性の判断に当たっては、料金プランの形式のみではなく、競争への影響度合い等を踏まえて総合的・客観的に判断することが適当であるという御提言をいただいているところでございます。

おめくりいただきまして7ページ目でございます。

上の(4)、いわゆる転売ヤー対策についても御検討いただきました。

端末の大幅な安値販売に伴って、端末を実際に利用することなく転売して利益を得る者が多く活動している。実際に利用したい者が入手できないといった状況が発生しているという御指摘を受けて、御検討いただきました。

報告書における提言として、まずはMNOに対して、MNOは今後も大幅な安値販売を実施するのであれば、転売目的の購入抑制のための自主的な対策、例えば1人1台などですね、これを実施することが必要であるという御提言をいただいています。

総務省に対しては、MNOに対してこうした対策の実施の状況の報告を求めて、改善が見られなければ改めて必要な措置の検討も視野に入れるということが適当であるという御提言をいただいているところでございます。

最後の（５）固定通信市場に係る課題でございますが、まずは1つ目の上の黒い丸、引込線の転用による工事の削減に関して、その対象とするスコープについての検討が必要であるということについて御検討いただきまして、まずは右側の赤い枠の中の上のポツに行きますが、この引込線転用のスコープはNTT東西の設置する設備、かつ戸建て住宅のみとすることが適当であると。可能な限り早期に実現することが適当であるという御提言。また、転用には可能な限り多くの事業者が参加することが望ましいという御提言をいただいているところでございます。

左に戻りまして、5の下丸ですけれど、MNO3社が展開するFTTHアクセスサービスについて検証した結果、NTTドコモ、ソフトバンクにおいて原価等が収入を上回ったという課題がございました。

これについても御検討いただきまして、右の赤い枠の中の下チェックマークですが、現時点において直ちに不当競争を起す状況にあるとまでは認められないが、継続的に検証を行うことが適当である。検証条件をより精緻化することが望ましく、特にセット割の扱いについてはさらなる検討が必要であるという御提言をいただいているところでございます。

総務省といたしましては、この報告書でいただいた御提言を踏まえて、既にMNOに対して要請を行った事項がありまして、もしくは年末、年度末に向けてガイドラインの整備等々を行っていくということを考えているところでございます。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

【大橋座長】 ありがとうございます。競争ルールの検証に関するワーキンググループの御説明、かなり丁寧にいただいたと思っておりますけれども、今回もまた提言を幾つか出していただいて、精力的にやってもらっているというところの御紹介でした。

こちらについて、もし構成員の方々から御質問なり御指摘事項あれば、ぜひいただければと思います。いかがでしょうか。

中尾構成員、お願いいたします。

【中尾構成員】 御説明どうもありがとうございました。今回、最後のほうの6ページ、7ページのところの御提言のところについてです。大変な御苦勞がしのばれるというか、どれも私は賛同しているんですけども、特に今回（１）と（２）についてコメントします。我々も随分と、通信料金と端末代金の完全分離ということで支持をしてきたところなんですけど、まだまだ、例えば一般的な値引きなんです、セットではないんですよといったような、そういった販売手法が横行しているとも聞いておりますので、この辺りはMNOの意識の

改善もしていただきながら、あるいは値引き条件の明確化をしていただくという方針は大変よいのではないかなと思います。

ただ、せっかく端末と通信料金、通信で勝負をするというところが、みんなが正しいと思っても、横を見れば他社がセット販売のようなことを画策しているというので正しい方向に進めないという背景もあるようです。このような中では、業界全体として改善をしていくということが一番重要だと思うんですけれども、やっぱり競争というところになると、そういった横並びのMNOの動向が気になるころはあるかと思うんです。

一段意識を高く持っていただいて、やっぱり業界全体が健全になっていくというところを示していただくのが、顧客からの好感度アップにもつながるんじゃないかなと思いますので、なかなか難しいとは思いますが、ここはぜひMNOさんには御協力をいただいて、できるだけそういう、業界が健全になるというような、そういった方向に持っていただければと思います。

一点(2)に関してなんですが、これは新しい話だと思うのですが、対応周波数の制限があって、乗換え、スイッチングコストが——コストというか、敷居になっているのではないかと思います。

これはおっしゃるとおりだと思います。もっと言うと、この周波数に蓋をするというか、例えばローカル5Gでも、クアルコムチップセットとしては、異なる周波数には対応しているんですけれども、そこを開けるとなると特別な料金(コスト)がかかってしまう。

これは事実ですが、ただ、海外の端末メーカーとかを見ていると、割とオープンにそこが開いていたり、あるいはファームウェアで対応が可能となっています。例えばA社からB社へ乗換えが起こるとなると、もともとオープンになっているか、あるいはファームウェアで即時対応しています。それだとコストは、もともとその端末をA社向け、B社向けに準備をしているのとあまり変わらないはずなので、そういった柔軟な対応をすれば、顧客のスイッチングに対しては対応が十分できるのではないかと思います。

それができないと言っていることをユーザーが聞くと、何か逆にスイッチングをいたずらに敷居を高くしているんじゃないかというような、そういったことを思う方もいらっしゃると思うんですね。

ですので、(2)に関しても、ガイドラインを整備されるということですが、できるだけMNOさんからも御協力をいただいて、こういったオープンな環境をぜひつくっていただきたいなと願っております。

周波数で蓋をしたり、あるいはPLMNのロックなどの話しも聞きます。いろんな、我々がローカル5Gで端末を探しているときには、そういったことが大変気になるんです。バンド対応、PLMNのロック解除をしたところは、よりオープンな視点で考えていただいて、それ以外のところで競争していただくのが望ましいのではないかなという意見を持っております。

以上となります。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて森構成員、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。私も若干御意見を申し上げたいと思いますが、いずれも今、中尾先生からも御指摘のありましたところではあるんですけども、まず、最初に御指摘のありました(2)の対応周波数の限定のところの問題ですけども、これはすごい難しい問題だなと思っていて、御提言として、「MNOにおいては端末メーカーに他社の周波数に対応しないことを求める等、不当な干渉をしてはならない」、これは全くごもつともなことなんですけれども、そういうことがもしかするとなくても、例えば対応周波数が限定されていて、特定のMNOに特化するものをそのMNOにおいてたくさん仕入れられたりとか、MNOにおいて販売促進をされたりということは当然考えられますので、そういう意味ではユーザー側に訴求することが有効な、3番目のポツですかね、他社に乗り換えた場合に端末が使用できるかといった関連情報の提供を充実させる、これが大変結構な対応策ではないかと思っておりますけれども、それでもなおユーザーのほうで、いや、別にMNOを乗り換えようと思っていないと。それよりは安い端末が欲しい、みたいなこともあり得ますので、ちょっと状況を注視していただいて、もし効果がない場合には、これまで乗換えの流動性の確保に様々な方策で努めてきたわけですので、ここにおいて、このような対応周波数でそれが駄目になってしまうということのないように、場合によってはさらに強い手段を検討していく必要があるのかなということで、状況をしっかり御覧いただく必要があるのだろうというふうに思います。

順番が前後しましたが、(1)の通信料金と端末代金の分離、これは、もともとしっかりルールを設定して、実質的なユーザー間の不公平をなくすると。また、高額な端末の代金をいつの間にか回線で回収するというのを防ぐということは、法令によって明らかにルール化されて、それをここまで進めてきたわけですので、これについては實際上法令違反と判断される事案の確認ということですけど、その場合には、一次的な対応というのはやはりそれは法執行であると。違法な行為に対して政府として法執行するというのが第一次的な対

応ではないかというふうにも思います。

3番目に(4)の転売ヤー対策でございますが、これも難しい問題ではあるんですけども、その転売ヤー問題というのはいろんなところで出ておまして、代表的なところとしては興業のチケットですよね。それから漫画であったりとか、プレイステーションであったりとか、いろんなところで暗躍をしているわけなんですけども、彼らの方法、彼らは別に商材によって違う人がやっているわけではなくて、転売ヤーというのは転売ヤーで、今行けるものを何でも転売するということですので、やり口も同じということになります。

従いまして、例えばここに、対策のところに「大幅な安値販売は1人1台に限定」とお書きいただいておりますけれども、転売ヤーはたくさん人を動員して並ぶということをやりますので、「1人1台」は効力があるとは限らないということです。

転売ヤーの実態は、転売をしているというよりは一時的な品薄をつくり出すことによって利用者に不便を与えて、その価格を一時的に高騰させるということが転売ヤーの実質で、本当は「品薄ヤー」とでも呼ぶべきものですので、いろんな分野で様々な対応というのがされていますので、それを御参考いただくとともに、やはり出口ですよね。最終的には高額転売というところが彼らの目的ですので、高額転売プラットフォームとなっているようなプラットフォーム、それはフリマアプリであったりモールのアプリであったりするわけなんですけど、そういったところのプラットフォームに対して、端末の高額転売をやめさせてくれというプレッシャーをかけていただくということも、その一つの方策ではないかと思っておりますので、そういったことも御検討いただければいいのではないかと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。高口構成員、お願いします。

【高口構成員】 静岡大学の高口でございます。6ページ、7ページの課題については、既に中尾先生、森先生から御指摘あったところで、私もそう思いますけれども、私からはMVNOの位置づけといたしますか、今後について、昨年度も申し上げたとは思いますが、改めて今回また御説明を踏まえて申し上げたいと思います。

MVNOという仕組みは、そもそも競争事業者の数を増やして市場の競争をより促進して、結果として多様なサービスが出てきたり、料金が下がったりということを期待して、競争を活性化するために導入された仕組みというふうに理解しています。

そういったMVNOが導入されて、今、結果どうなっているかという、市場検証会議等で見ていると、なかなかMVNOの全体としてのシェアというのが伸びていない状況で

あると。

そのような中で、今回のこのワーキンググループでも、乗換えを手軽にする取組ですとか、対応で魅力的なサービスを生み出す取組ということで、3ページに記載されているようなことをいろいろと御提言されて、こういった取組というのはMVNOとMNOの競争というのがより促進されることが期待できるものであるというふうに認識しています。

一方で、4ページ目の料金の推移などを見てみますと、2020年の末、2021年の春からぐんと料金が落ちていると。これはある意味、明らかに競争の結果とはまた別のところでの料金の低下というものの実現がなされているというところで、この結果、指摘もありますけど、MVNOの価格優位性が低下しているというような状況になっている。MVNOというのが競争の促進を期待して、かつ今ワーキンググループでも、より乗換えがしやすいようにといったような取組を加えて、競争をという観点でいろいろ取組がなされる一方で、いろいろな経緯もあって、かなり今、料金がMNO側でも下がって、MVNOの価格優位性というのが厳しい状況になっている。

そういう一つ一つの政策の取組の整合性というものをやはりもう一度考えて、今後MVNOというものがどういう位置づけとしてあるべきかといったことを、市場検証の観点からも考えていかないと、なかなか、競争促進という当初の狙いというものがどこまで達成できるかというところが少し懸念するところもありますので、そういった意味で、今後またMVNOに着目するということも必要かなというふうに思った次第です。

以上、コメントになります。

【大橋座長】 ありがとうございます。林構成員、お願いします。

【林座長代理】 ありがとうございます。林です。6ページから7ページにかけての部分で、私も質問というかコメントになります。

(1)のように、法令違反が確認された事案は、これは競争上問題も大きいので、事業者としても、できるだけ早期解消に取り組むべきですし、総務省も行政指導をはじめとして必要な措置を躊躇なく講じるべきだと思います。それでも改善が見られない場合は、業務改善命令の発動を含めて、段階的なエンフォースメントの可能性について検討すべきだと存じます。森先生がおっしゃった法執行を第一義とすべきだというのは、これと同趣旨かと存じます。

他方、(2)以下の、事業法上あるいは独禁法上明らかに違法とまではいえないが、公正な競争環境整備の観点から困り込みが早期解消されるべきであるという今回の検討の方向

性も、これまたそのとおりです。これは、法の執行という場面ではありませんので、まずは事業者の自主的な取組を促進するということにならざるを得ないわけですが、ただし、事業者の対応に任せっぱなしということではもちろんダメで、もちろん報告書もそのようなニュアンスでは書かれていないわけですが、大事なのは、事業者にインセンティブを与えて実質的な改善の取組を促す、という仕組み作りが有効だと思います。

昨年度のワーキンググループで、既往契約の移行関係の論点について、電波の割当て政策における考慮事項とすべきではないかということが議論になっていたかと存じます。もちろん、今後の周波数割当てにおける比較審査にこういった点を考慮することそれ自体が、そもそも適当なのかどうかについては、これは慎重な検討が必要ですが、ただ申し上げたいのは、事業者にインセンティブを与えて実質的な改善の取組を促す、という発想や仕組み作りという点でして、そういった発想は、今後の行政手法の一つとしても非常に有効だと思います。

【大橋座長】 ありがとうございます。

以上、お手が挙がった構成員の方々から御発言いただいたと思います。大変多面的な点からのコメントだったと思いますが、もし事務局からレスポンス等あればいただけますでしょうか。

【片桐料金サービス課長】 事務局、料金サービス課長の片桐でございます。コメントどうもありがとうございました。順に、簡単に私どもの考え方について述べさせていただければというふうに思います。

まず、中尾先生の御指摘でございます。基本的に業界全体としての改善が重要なので、そういう方向についてMNOに協力をしてもらえるようにすべきではないかといった御指摘について、まさにおっしゃるとおりでございます。私どもとしまして、しっかりMNOがこういったことについて意識を高く持って対応していただけるように、様々な取組をしていきたいというふうに思っております。

また、2の周波数の関係についてでございます。こちら、周波数についてはオープンな環境、競争についてはそれ以外のところという御指摘かと思っておりますけれども、おっしゃるとおりでございます。少なくとも今回の提言にございますように、MNOが端末メーカーに対して、他社の周波数に対応しないことを求めるといった不当な干渉はしてはならないということについて、しっかりとガイドラインで書いていきたいというふうに思っております。

この結果、端末メーカーが経営判断の下で、複数のMNOの周波数に対応していくといったことが望ましいと考えてございまして、現にそういった動きも見られているというふう
に承知してございます。が、この点について引き続きしっかりと注視をしていきたいという
ふうと考えてございます。

続いて森先生の御指摘についてでございます。まず周波数の点でございますけれども、こ
ちらは今、中尾先生の御指摘について申し上げたとおり、状況についてはしっかりと注視して
いきたいというふうと考えてございます。

また、(1)の通信料金と端末代金の分離の関係でございますが、こちら先ほど中尾先
生の御指摘について申し上げたとおり、法執行について、しっかりと事業者がこういったル
ールを守れるように、私どもとしてもここはしっかりしていきたいというふうに思ってお
りまして、今回の提言にもございましたように、各社による代理店の指導の強化、独自覆面
調査の実施等をお願いするとともに、総務省としてもウオッチをしっかりと行って、法執
行をしっかりとしていきたいというふうに考えてございます。

次に、転売ヤーの関係でございます。プラットフォームに対する転売対策の強化について
も今、御指摘いただいたところでございます。

こちらは報告書にもございますように、一義的には、まずはMNOにおいてしっかりとし
た対策を取っていただきたいというふうに考えてございますけれども、その状況を踏まえ
まして、もし改善が見られないようであれば、御指摘の点も含めまして、改めて必要な措置
の検討というものも考えていくということが必要なというふうに思っている次第でござ
います。

続いて高口先生の御指摘についてでございます。まず、MVNOの関係に対する認識でござ
いますけれども、全くおっしゃるとおりでございまして、市場の競争を促進させる重要な
プレーヤーというふうに認識してございます。

今回、MNOの料金も下がってございますけれども、併せて、MNOがMVNOに貸し出
すときの貸出料についても大きく下がる方向でございますので、こういった中でMVNO
の、今、価格競争力が、従来に比べまして価格優位性が低下しているといったことを指摘さ
せていただいておりますけれども、こういった状況を少しでも改善していければというふ
うに思っています。

いずれにしてもMVNOは、先ほど来申しておりますように競争の鍵を握っていると思
っておりますので、このMVNOをめぐる競争環境については、不断の取組を私どもとして

もしっかりとしていきたいというふうに思っています。

最後、林先生の御指摘についてでございます。まず、法令違反への件について、法執行の件については、おっしゃるとおり、非常に重要でございますので、私どもとしまして、これまでも法令違反に対しては行政指導等をしっかりとしてきたところでございますし、今後とも明確な違反事例等があれば躊躇なく行政指導等をするなど、しっかりとエンフォースメントをやっていきたいというふうに考えてございます。

また、2番目の周波数の関係ですね、特に明らかに違法とは言えないものについて、事業者任せでは駄目だと。インセンティブを与えることが重要という点についても、御指摘のとおりかと思っておりますので、私どもともしっかり対応していきたいというふうに思っています。

最後でございますけれども、2019年の改正事業法の施行からちょうど3年を迎えたところでございまして、競争ルールの検証に関するワーキンググループにおきましてこれから4年目の検証が始まるわけでございますけれども、その中心的な検討事項の一つとしまして、この施行の3年後の検証作業というのがございます。

電気通信事業法の改正後、これまで3年の中で、競争環境は大きく進展してきたというふうに私どもは認識しております。

一方で、新しい状況の中で新しい課題というのも出ておりますので、こうしたことを踏まえまして、今のルールについて今後、4年目の検証作業の中で、ワーキンググループにおいてしっかり検証していただきまして、総務省としてもそれを踏まえた措置を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。大変丁寧に御回答いただいたと思っておりますが、もし構成員の方々から追加で御質問があればと思っておりますけれども、大丈夫でしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、この競争ルールの検証についても引き続きしっかり思いやっただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日いただいている議題は以上となります。全体を通じまして、もし御質問、コメント等ありましたらいただければと思っておりますが、構成員の先生方、いかがですか。

ありがとうございます。最後に今後のスケジュールについて、事務局から何かありましたらお願いします。

【土井事業政策課課長補佐】 今回の検証会議の日程につきましては、別途事務局より御

連絡差し上げます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、本日の検討会、以上とさせていただきます。大変お忙しいところ、お時間頂戴
しましてありがとうございました。引き続きどうぞよろしく願いたします。